# 騒音・振動規制関係の届出添付書類 (正副一部ずつ提出)

#### 騒音規制法(特定施設) 【届出フロー①】

様式	添付書類	届出日	根拠法令等
特定施設設置届出書(様式第1)	①特定施設が設置される建物内等の特定施設の設置配置図	特定施設の設置の工事 の開始日の30日前まで	
	②特定施設が設置される事業所等の周辺100m程度の見取図(特定施設が設置される事業地内の建物配置、特定施設が設置される場所から隣地(住宅地、事業地)までの距離及び隣地用途を記入)	新たに規制対象となっ た日から30日以内	騒音規制法第7条関係 施行規則第5条関係
特定施設の種類ごとの数変更届出書 (様式第3)	③騒音の防止の方法が確認できる書類(敷地境界線における騒音予測値を記入) ④設置される特定施設の仕様書等(特定施設の稼働時の騒音値が確認できるもの)	変更に係る工事の開始 日の30日前まで	騒音規制法第8条関係 施行規則第6条関係
騒音の防止の方法変更届出書(様式第 4)	※④は、様式第4の届出では不要	変更に係る工事の開始 日の30日前まで	騒音規制法第8条関係 施行規則第6条関係
氏名等変更届出書(様式第6)		変更のあった日から30 日以内	騒音規制法第10条関係 施行規則第8条関係
特定施設使用全廃届出書(様式第7)			騒音規制法第10条関係 施行規則第8条関係
承継届出書(様式第8)		承継のあった日から30 日以内	騒音規制法第11条関係 施行規則第9条関係

# 振動規制法(特定施設) 【届出フロー②】

様式	添付書類	届出日	根拠法令等
特定施設設置届出書(様式第1)	①特定施設が設置される建物内等の特定施設の設置配置図	特定施設の設置の工事 の開始日の30日前まで	
特定施設使用届出書(様式第2)	②特定施設が設置される事業所等の周辺100m程度の見取図(特定施設が設置される事業地内の建物配置、特定施設が設置される場所から隣地(住宅地、事業地)までの距離及び隣地用途を記入)	新たに規制対象となっ た日から30日以内	振動規制法第7条関係 施行規則第5条関係
特定施設の種類及び能力ごとの数・特 定施設の使用の方法変更届出書(様式 第3)	③騒音の防止の方法が確認できる書類(敷地境界線における振動予測値を記入) ④設置される特定施設の仕様書等(特定施設の稼働時の騒音値が確認できるもの)	変更に係る工事の開始 日の30日前まで	振動規制法第8条関係 施行規則第6条関係
振動の防止の方法変更届出書(様式第 4)	※④は、様式第4の届出では不要	変更に係る工事の開始 日の30日前まで	振動規制法第8条関係 施行規則第6条関係
氏名等変更届出書(様式第6)		変更のあった日から30 日以内	振動規制法第10条関係 施行規則第8条関係
特定施設使用全廃届出書(様式第7)		全ての特定施設を廃止 した日から30日以内	振動規制法第10条関係 施行規則第8条関係
承継届出書(様式第8)		承継のあった日から30 日以内	振動規制法第11条関係 施行規則第9条関係

#### 騒音規制法・振動規制法(特定建設作業) 【届出フロ一③】

様式	添付書類	届出日	根拠法令等
	①特定建設作業が実施される場所の周辺100m程度の見取図 ②騒音(振動)の防止の方法が確認できる書類 ③特定建設作業の概要等が確認できる工事工程表 ④特定建設作業に使用する対象機械器具のカタログ等	特定建設作業の開始の 日の7日前まで	騒音規制法第14条関係 施行規則第10条関係
		特定建設作業の開始の 日の7日前まで	振動規制法第14条関係 施行規則第10条関係

## 埼玉県生活環境保全条例(指定騒音施設・指定騒音作業) 【届出フロー④】

様式	添付書類	届出日	根拠法令等
作業開始(実施)届出書(様式第12号)		指定施設の設置の工事 の開始日若しくは指定 騒音作業の開始日のそ れぞれ30日前まで	県条例第52条、第53条関係 施行規則第第40条関係
指定騒音施設の種類ごとの数・指定騒音作業の種類変更届出書(様式第13号)	③騒音の防止の方法が確認できる書類(敷地境界線における騒音予測値を記入)	変更に係る工事の開始 日若しくは指定騒音作 業の変更日のそれぞれ 30日前まで	県条例第54条関係
騒音の防止の方法変更届出書(様式第	の騒音値が確認できるもの) ※④は、様式第14号の届出では不要		県条例第54条関係 施行規則第40条関係

### 埼玉県生活環境保全条例(指定振動施設) 【届出フロ一⑤】

様式	添付書類	届出日	根拠法令等
式第15号)	②指定振動施設が設置される事業所等の周辺100m程度の見取図(指定振動施設が設置	指定施設の設置の工事 の開始日の30日前まで	県条例第52条、第53条関係 施行規則第41条関係
指定振動施設の種類及び能力ごとの 数・指定振動施設の使用の方法変更届 出書(様式第16号)	される事業地内の建物配置、指定振動施設が設置される場所から隣地(住宅地、事業地)までの距離及び隣地用途を記入) ③振動の防止の方法が確認できる書類(敷地境界線における振動予測値を記入) ④設置される指定振動施設の仕様書等(使用時の振動値が確認できるもの)	変更に係る工事の開始 日の30日前まで	県条例第54条関係 施行規則第41条関係
振動の防止の方法変更届出書(様式第 17号)	※④は、様式第17号の届出では不要	変更に係る工事の開始 日の30日前まで	県条例第54条関係 施行規則第41条関係

# 埼玉県生活環境保全条例(指定騒音施設・指定騒音作業・指定振動施設共通) 【届出フロー④、⑤】

様式	添付書類	届出日	根拠法令等
氏名等変更届出書(様式第18号)		変更のあった日から30 日以内	県条例第54条関係 施行規則第42条関係
指定施設使用等廃止届出書(様式第19号)		全ての指定騒音施設又 は全ての指定振動施 設、若しくは全ての指 定騒音作業を廃止した 日から30日以内	
指定施設等承継届出書(様式第20 号)		承継のあった日から30 日以内	県条例第58条関係 施行規則第43条関係

#### 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律・埼玉県生活環境保全条例(公害防止〇〇者の選任等) 【届出フロー⑥】

様式	添付書類	届出日	根拠法令等
【法】公害防止統括者(公害防止統括 者の代理者)選任、死亡・解任届出書 (様式第1)		選任(死亡、解任)し た日から30日以内	公害防止組織法第3条、第6条関係 施行規則第4条関係
	<選任の場合> 公害防止管理者又はその代理となるのに必要な資格を有することを証明する書類(資格試験合格証書や講習修了証書)の写し	選任(死亡、解任)し た日から30日以内	公害防止組織法第4条、第6条関係 施行規則第7条関係
【条例】公害防止監督者(公害防止監督者の代理者)選任(死亡、解任)届出書(様式第48号)		選任(死亡、解任)した日から30日以内	県条例第113条、第115条関係 施行規則第92条、第95条関係
【条例】公害防止主任者(公害防止主任者の代理者)選任(死亡、解任)届出書(様式第49号)	<選任の場合> 公害防止主任者又はその代理となるのに必要な資格を有することを証明する書類(資格試験合格証書や講習修了証書)の写し	選任(死亡、解任)した日から30日以内	県条例第113条、第115条関係 施行規則第93条、第95条関係
【法】承継届出書(様式第3の2)	①く複数の相続人があり、それら全員の同意により選定され、承継した場合> ・相続同意証明書(様式第3の3) ・相続人の戸籍謄本 ②く①以外の状況で相続し、承継した場合> ・相続証明書(様式第3の4) ・相続人の戸籍謄本 ③く法人の合併後存続若しくは合併により設立された法人が承継した場合> ・承継した法人の登記事項証明書	承継のあった日から遅 滞なく	公害防止組織法第6条の2関 係 施行規則第10条の2関係